

第94回

定時株主総会招集ご通知

■日 時：2019年6月14日(金曜日)午前10時

■場 所：大阪市西区立売堀五丁目7番27号
本社7階大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限：2019年6月13日(木曜日)午後5時まで

■決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |



杉本商事株式会社

証券コード 9932

株 主 各 位

大阪市西区立売堀五丁目7番27号

杉本商事株式会社

代表取締役社長 杉本正広
執行役員

第94回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませして同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月13日（木曜日）午後5時00分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月14日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市西区立売堀五丁目7番27号 本社7階大ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第94期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、資源節減のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」・「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト（アドレス <http://www.sugi-net.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書類には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載されたものの他、上記のインターネット上の当社のウェブサイトに掲載された事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <http://www.sugi-net.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、引き続き緩やかな拡大を維持しました。海外経済の堅調な推移を背景にした輸出や生産の回復に加え、設備投資、住宅投資、個人消費の国内民需も引き続き高い伸びを示しています。製造業の大幅増益を主因とした企業収益と国内生産の改善に支えられた緩やかな景気拡大局面が続きました。また潤沢なキャッシュ・フローを背景に、能力増強投資、省力化投資や研究開発投資等設備投資が活発です。

とりわけ輸出産業関連業種で裾野の広い自動車、工作機械・電機・電子部品関連業界は、引き続き好調を維持しています。

国内の人手不足、資源高・原材料高に加え、年度末には米中他の貿易摩擦等海外の政治・経済動向の不透明さを反映し株式・為替市場が乱高下する等リスク要因が大きくクローズアップされました。また、10月に予定される消費税引き上げによる国内消費低迷も懸念材料です。

今後につきましては、省力化、研究開発等の設備投資需要は引き続き堅調に推移する見込みですが、先行き、内外にリスク要因を抱えることもあり、景気の足踏みが懸念されます。

このような状況のもと当社グループは、創業100周年(2021年)に向けた、当期を初年度とする第二次中期経営計画『Sincerity to 100』の基本的な考え方である「対面営業、課題解決型の提案営業の充実・拡大を図ると同時に顧客の業務効率化ニーズにも対応できるインフラを整備・活用する。」に基づき、新規出店及び新規顧客獲得、顧客深耕、新規商品投入及び重点取扱商品拡大等の重点施策を着実に推進し、企業価値の一層の向上に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度は、売上高454億17百万円(前年同期比2.5%増)、経常利益32億97百万円(前年同期比13.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益22億27百万円(前年同期比16.4%増)となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

当社グループは、営業所単位で独立採算の営業を展開しており、営業所単位で財務情報が入手可能であり、取締役会では、経営の判断、業績の評価・検討を営業所単位で行っております。当社グループの取扱商品は測定器具・機械器具を中心に工場等で使用される機械、工具、工場用品、消耗品等を販売しております。

当社グループの営業方針は、地域密着型の営業であり、新規の営業所開設、拡張、廃止は地域性を重視して判断・検討を行っております。また、営業戦略も地域性を重視して立案・活動を行っております。従って、個々の営業所を販売地域別に集約して報告セグメントとしております。

(東部)

東部では、米中貿易摩擦の影響による中国景気の減速により、半導体を中心に輸出関連企業に停滞感が出ておりますが、主力の自動車関連および住設関連、食品関連等の設備投資と生産維持により堅調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は103億19百万円（前年同期比6.9%増）、セグメント利益は6億32百万円（前年同期比31.7%増）となりました。

(中部)

中部では、電子関連、半導体関連の停滞感、海外情勢の不安定要素はあるものの、自動車関連、鉄鋼関連での生産は好調に推移し設備投資も増加しました。なかでも、EV（電気自動車）関連、省力化への設備投資は、継続しており全体的に堅調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は131億86百万円（前年同期比5.1%増）、セグメント利益は8億50百万円（前年同期比13.8%増）となりました。

(西部)

西部では、海外情勢を不安視する動きや中国向け半導体・液晶関連の一部減少傾向があり、消耗材購入を控える動きがありましたが、国内製造業の生産設備増強への投資や更新の動きがあり堅調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は208億59百万円（前年同期比0.7%減）、セグメント利益は13億13百万円（前年同期比15.6%増）となりました。

(海外)

海外では、主力である韓国と中国市場では回復の兆しが見られず、厳しい状況が続きました。タイやベトナムなど注力したその他の東南アジア諸国は増加傾向で進みましたが、主力国のマイナスを埋めるまでではなく、輸出全体では低調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は10億51百万円（前年同期比5.7%減）、セグメント利益は74百万円（前年同期比23.4%減）となりました。

(注)上記の金額は消費税を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資の総額は3億16百万円で、その主要なものは、東部物流センターの改修、淡路営業所の改修及びN T Tネットワークシステムの構築によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新しい産業の発展による、新製品、新技術の開発が行われ、精密機器・精密工具等、機械工具販売業界に対するニーズも増大しており、情報化社会の発達とともに、ますます迅速に多種多様な対応が求められております。

当社グループといたしましては、グループ各社の個々の強みを生かしつつ、あらゆる産業のニーズに対応すべく、新規ブランドの投入に努めると同時に、グループ内での情報の共有化、合理化、業務体制の一層の効率化を進めるため、様々な技術を積極的に取り入れ業務の改善とスピード化を目指しております。また、商圏の拡大を目指し新規営業所及び連絡所の開設とともに他社との差別化を図るべく、若手人材の確保と育成により、地域密着型の提案営業を徹底してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第91期 2016年3月	第92期 2017年3月	第93期 2018年3月	第94期 (当連結会計年度) 2019年3月
売 上 高(百万円)	41,361	41,597	44,315	45,417
経 常 利 益(百万円)	2,357	2,466	2,894	3,297
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,523	1,648	1,913	2,227
当期純利益(百万円)	1,523	1,648	1,913	2,227
1株当たり当期純利益	135円78銭	147円59銭	173円07銭	201円47銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	135円73銭	—	—	—
総 資 産(百万円)	32,806	34,087	35,923	37,044
純 資 産(百万円)	27,114	28,265	29,805	31,125
1株当たり純資産額	2,414円91銭	2,556円23銭	2,695円54銭	2,814円91銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第92期、第93期及び第94期(当連結会計年度)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更
『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スギモト	150,000千円	100%	機械工具卸

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ① 測定工具、測定機器、試験機、切削工具、電動空気動工具、作業工具の販売
- ② 工作機械、工作機械補用機器、空圧油圧機器、伝導装置用機器、荷役運搬機械の販売
- ③ 産業用・家庭用電気機械器具、事務用・通信用機器、設計製図用機器の販売

(12) 主要な事業所及び店舗

1. 当社

① 本社 (大阪市)

② 物流

東部物流センター

中部物流センター

西部物流センター

③ 営業所

[西部営業部]

日測営業所

広島営業所

四国営業所

九州営業所

貿易部

名古屋営業所

岡崎営業所

北陸営業所

[東部営業部]

大森営業所

埼玉営業所

両毛営業所

厚木営業所

東北営業所

新潟営業所

浜松営業所

長野営業所

[第一直需西営業部]

日之出営業所

十三営業所

平野営業所

淡路営業所

倉敷営業所

姫路営業所

[第一直需東営業部]

枚方営業所

栗東営業所

奈良営業所

上野営業所

八日市営業所

京都営業所

松阪営業所

[第二直需営業部]

堀田営業所

小牧営業所

美濃加茂営業所

大垣営業所

稲沢営業所

大府営業所

尾張旭営業所

伊那営業所

[第三直需営業部]

川崎営業所

土浦営業所

鹿嶋営業所

宇都宮営業所

御殿場営業所

千葉営業所

相模原営業所

小山営業所

仙台営業所

2. 株式会社スギモト

① 本 社 (尼崎市)

② 営 業 所

[営業1部]

尼崎営業所1課

尼崎営業所2課

東大阪営業所

岸和田営業所

[営業2部]

西宮営業所

三田営業所

淡路営業所

明石営業所

小野営業所

[営業3部]

姫路営業所

京都営業所

福知山営業所

滋賀営業所

甲西営業所

彦根営業所

大垣営業所

鈴鹿営業所

広島営業所

(13) 従業員の状況

従 業 員	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
510名	7名減	38.2歳	12.7年

(注) 従業員数には雇員2名、嘱託24名を含めております。

(14) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(15) 企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 28,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,399,237株(自己株式341,828株を含む) |
| (3) 株主数 | 8,644名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
杉 本 正 広	533,315 株	4.8 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	337,100	3.0
杉 本 利 夫	276,472	2.5
杉 本 直 広	251,274	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	246,800	2.2
杉 本 栄 作	232,311	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	207,700	1.9
杉 本 商 事 従 業 員 持 株 会	206,089	1.9
株 式 会 社 愛 知 銀 行	198,000	1.8
畑 井 三 雄	173,222	1.6

(注) 持株比率は自己株式(341,828株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当社の使用人、子会社の役員及び使用人に対し事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 本 正 広	営業本部長 兼 株式会社スギモト取締役
専務取締役	阪 口 尚 作	管理本部長 兼 株式会社スギモト監査役
常務取締役	杉 本 利 夫	経営企画部長 兼 S E 推進部長
常務取締役	杉 本 直 広	株式会社スギモト代表取締役社長
取 締 役	宮 地 亀 三	
常勤監査役	川 端 一 弥	
監 査 役	伴 純 之 介	伴 法 律 事 務 所 弁 護 士
監 査 役	梅 野 外 次	梅 野 外 次 税 理 士 事 務 所 税 理 士

- (注) 1. 取締役宮地亀三氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役川端一弥氏は、金融機関における長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
 3. 監査役川端一弥氏、伴純之介氏及び梅野外次氏は、社外監査役であります。
 4. 取締役宮地亀三氏、監査役川端一弥氏及び伴純之介氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 監査役梅野外次氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役伴純之介氏は伴法律事務所で弁護士として、監査役梅野外次氏は梅野外次税理士事務所として業務を行っております。当社と両事務所の間には記載すべき特別な関係はありません。
 7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の役位、担当は下記のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
岳 尾 明 毅	執 行 役 員	西 部 営 業 部 長
土 師 圭 介	執 行 役 員	東 部 営 業 部 長
長 谷 川 順 一	執 行 役 員	営 業 推 進 部 長
森 浦 啓 輔	執 行 役 員	第 二 直 需 営 業 部 長
今 中 博 幸	執 行 役 員	第 三 直 需 営 業 部 長
可 児 紀 英	執 行 役 員	第 一 直 需 西 営 業 部 長 兼 第 一 直 需 東 営 業 部 長
西 島 郁 夫	執 行 役 員	管 理 部 総 務 部 長 兼 コ ン プ ラ イ ア ン ス 室 長
友 近 宏	執 行 役 員	管 理 部 経 理 部 長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の定めに基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	137,340千円 (6,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15,140千円 (15,140千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	152,480千円 (21,940千円)

- (注) 1. 2006年6月16日開催の第81回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、2011年6月17日開催の第86回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額36,000千円以内と決議いただいております。なお、取締役の個々の報酬につきましては、上記範囲内で会社の業績、社会情勢、同業他社の動向ならびに各取締役の職責及び成果を勘案して代表取締役が原案を作成し、取締役会において承認することとしております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（全員社外監査役）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。
3. 上記の報酬額には、以下のものが含まれております。
当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した取締役4名に対し24,300千円及び監査役3名に対し1,700千円。
4. 当社は、2008年6月20日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって取締役、監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼務先である他の法人と当社の関係

伴法律事務所、梅野外次税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 宮 地 亀 三	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。経営全般について大所高所から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 川 端 一 弥	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。常勤監査役として、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監査を行うと共に発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 伴 純之介	当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 梅 野 外 次	当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。税理士として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	26,800千円

- (注) 1. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認、検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、信頼性、独立性を害する事由等の発生により、適正な職務の執行及び監査品質の保持に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の定めに基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合を除き、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は堅実な財務体制と安定した経営基盤を誇りとしており、株主各位には、安定的な配当の継続と、適正な利益還元を目標としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、株主への安定的な利益還元と、公約の配当性向を遵守するため1株につき40円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき30円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき70円となります。この結果、当期の配当性向は34.7%となります。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等が含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	25,306,553	〔流動負債〕	5,214,847
現金及び預金	7,617,464	買掛金	3,627,696
受取手形及び売掛金	11,871,457	未払金	223,532
電子記録債権	3,806,867	未払費用	494,420
商品の他	1,806,801	未払法人税等	654,824
その他の	205,818	未払消費税等	156,032
貸倒引当金	△1,856	その他の	58,340
〔固定資産〕	11,737,740		
(有形固定資産)	8,266,189	〔固定負債〕	703,786
建築物	2,629,069	長期未払金	270,055
構築物	30,992	長期預り保証金	142,292
車両運搬具	77,343	繰延税金負債	137,151
工具器具備品	59,964	退職給付に係る負債	154,287
土地	5,340,815		
建設仮勘定	128,005		
(無形固定資産)	217,678	負債合計	5,918,634
電話加入権	38,894	純資産の部	
ソフトウェア	178,784	科目	金額
(投資その他の資産)	3,253,872	〔株主資本〕	30,434,980
投資有価証券	2,560,339	資本金	2,597,406
出資金	14,890	資本剰余金	2,529,295
退職給付に係る資産	320,822	利益剰余金	25,692,368
差入保証金	281,568	自己株式	△384,089
その他の	91,518	〔その他の包括利益累計額〕	690,678
貸倒引当金	△15,266	その他有価証券評価差額金	701,612
		退職給付に係る調整累計額	△10,934
		純資産合計	31,125,659
資産合計	37,044,293	負債・純資産合計	37,044,293

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,417,113
売 上 原 価		36,916,847
売 上 総 利 益		8,500,265
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,629,634
営 業 利 益		2,870,631
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	1,196	
受 取 配 当 金	51,114	
仕 入 割 引	335,800	
不 動 産 賃 貸 料	92,166	
そ の 他	31,029	511,306
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,287	
売 上 割 引	79,366	
そ の 他	4,270	84,923
経 常 利 益		3,297,014
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	55,375	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	36,731	92,107
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	14,006	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	36,535	
減 損 損 失	33,115	83,657
税金等調整前当期純利益		3,305,463
法人税、住民税及び事業税	1,096,461	
法人税等調整額	△18,784	1,077,677
当 期 純 利 益		2,227,786
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,227,786

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	22,289,160	〔流動負債〕	4,488,839
現金及び預金	6,916,107	買掛金	3,146,521
受取手形	2,539,451	未払金	172,247
電子記録債権	3,522,245	未払費用	427,420
売掛金	7,345,522	未払法人税等	558,500
商品	1,778,357	未払消費税等	134,475
前払費用	19,404	前受金	11,566
その他	169,412	預り金	29,204
貸倒引当金	△1,340	前受収益	2,395
		その他	6,507
		〔固定負債〕	525,849
〔固定資産〕	12,422,759	長期未払金	153,635
(有形固定資産)	7,523,535	長期預り保証金	142,292
建物	2,400,399	繰延税金負債	84,471
構築物	29,849	退職給付引当金	145,450
車両運搬具	77,343		
工具器具備品	52,784	負債合計	5,014,688
土地	4,835,152		
建設仮勘定	128,005	純資産の部	
		科目	金額
(無形固定資産)	172,279	〔株主資本〕	29,085,174
電話加入権	31,611	資本金	2,597,406
ソフトウェア	140,668	資本剰余金	2,529,295
(投資その他の資産)	4,726,944	資本準備金	2,513,808
投資有価証券	1,699,766	その他資本剰余金	15,486
関係会社株式	2,493,927	利益剰余金	24,342,561
出資金	11,680	利益準備金	260,979
長期前払費用	33,271	その他利益剰余金	24,081,581
前払年金費用	306,862	固定資産圧縮積立金	154,103
差入保証金	178,524	別途積立金	20,050,000
その他	18,178	繰越利益剰余金	3,877,478
貸倒引当金	△15,266	自己株式	△384,089
		〔評価・換算差額等〕	612,057
		その他有価証券評価差額金	612,057
資産合計	34,711,920	純資産合計	29,697,231
		負債・純資産合計	34,711,920

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年 4月 1日
至 2019年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		39,110,103
売 上 原 価		32,023,358
売 上 総 利 益		7,086,744
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,654,616
営 業 利 益		2,432,128
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	1,432	
受 取 配 当 金	41,663	
仕 入 割 引	282,838	
不 動 産 賃 貸 料	92,526	
そ の 他	16,458	434,919
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,440	
売 上 割 引	76,942	
そ の 他	3,497	81,880
経 常 利 益		2,785,168
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	55,375	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	36,731	92,107
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	14,006	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	36,535	
減 損 損 失	33,115	83,657
税 引 前 当 期 純 利 益		2,793,617
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	941,522	
法 人 税 等 調 整 額	△14,683	926,839
当 期 純 利 益		1,866,778

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社

2019年5月15日

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋康介 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、杉本商事株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、杉本商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社

2019年5月15日

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋康介 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、杉本商事株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、所長会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を受けております。今後ともその構築、整備及び運用については、継続して強化改善に取り組むことが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

杉本商事株式会社 監査役会

常勤監査役	川 端 一 弥	Ⓜ
社外監査役	伴 純之介	Ⓜ
社外監査役	梅 野 外 次	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第94期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ安定的、継続的に還元させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 40円 総額 442,296,360円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月17日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその金額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>すぎもと まさひろ 杉本正広 (1950年12月10日生)</p> <p>「再任」</p>	<p>1974年3月 当社入社 1985年12月 当社取締役就任 1990年6月 当社常務取締役就任 1996年6月 当社代表取締役専務就任 2000年6月 当社代表取締役社長営業本部長就任 2014年12月 ㈱スギモト取締役就任（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長就任（現任）</p>	533,315株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また当社取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	<p>さかぐち しょうさく 阪口尚作 (1951年6月10日生)</p> <p>「再任」</p>	<p>1974年3月 当社入社 1990年3月 十三営業所長 2004年10月 第一直営営業部長 2005年6月 当社取締役就任 2009年4月 当社常務取締役管理本部長就任 2014年12月 ㈱スギモト監査役就任（現任） 2016年6月 当社専務取締役管理本部長就任 2019年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長就任（現任）</p>	24,650株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、管理本部長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また当社取締役就任以降企業経営に長年従事し、その間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	すぎもと とし お夫 杉本利夫 (1958年9月18日生) 「再任」	1981年4月 当社入社 1991年4月 SE推進部長(現任) 1991年6月 当社取締役就任 2008年6月 当社常務取締役経営企画部長就任 2019年4月 当社取締役常務執行役員経営企画部長就任(現任)	276,472株
〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、経営企画部長、SE推進部長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、当社取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	すぎもと なお ひろ 杉本直広 (1959年3月18日生) 「再任」	1981年4月 ユアサ商事(株)入社 1985年4月 杉本機工(株)(現(株)スギモト)入社 1991年12月 同社取締役就任 2006年3月 同社代表取締役就任(現任) 2014年12月 当社常務執行役員就任 2015年6月 当社常務取締役就任 2019年4月 当社取締役常務執行役員就任(現任)	251,274株
〔取締役候補者とした理由〕 同氏は、(株)スギモトの代表取締役として、会社経営に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また同社の取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を遂行していることから、当社取締役としても適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	みや じ かめ ぞう 宮地亀三 (1944年11月24日生) 「再任」	1967年4月 タキロン(株)(現タキロンシーアイ(株))入社 1998年6月 同社取締役就任 2006年6月 同社取締役兼専務執行役員就任 2010年6月 同社名誉顧問(現任) 2011年6月 当社社外取締役就任(現任)	4,500株
〔社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、長年にわたりタキロン(株)(現タキロンシーアイ(株))の経営にたずさわられており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に的確な助言をいただき当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮地亀三氏は社外取締役候補者であります。同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年になります。
3. 社外取締役候補者としての独立性について
- (1) 宮地亀三氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間受けていたこともありません。
 - (2) 宮地亀三氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - (3) 宮地亀三氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社では、社外取締役とは責任限定契約の締結をしております。宮地亀三氏が選任された場合は当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましても、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	川端一弥 (1958年3月13日生) 「再任」	1981年4月 株式会社三和銀行入行(現:株式会社三菱UFJ銀行) 2008年5月 同行 中之島支社長就任 2010年3月 株式会社京都製作所入社 2014年5月 株式会社大阪ソーダ入社 2017年6月 当社常勤監査役就任(現)	一株
	〔社外監査役候補者とした理由〕 同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、銀行において要職を歴任され、また他社においても管理部門で要職に携わり幅広い見識と知識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き監査役候補者としております。		
2	伴純之介 (1943年6月15日生) 「再任」	1978年4月 大阪弁護士会登録 1985年7月 伴法律事務所開設 2003年6月 当社監査役就任(現任)	一株
	〔社外監査役候補者とした理由〕 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として公的資格を持ち専門的な知識をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。		
3	梅野外次 (1949年1月24日生) 「再任」	1967年4月 大阪国税局入局 2007年7月 東山税務署署長 2008年8月 税理士登録(現任) 2011年6月 当社監査役就任(現任)	一株
	〔社外監査役候補者とした理由〕 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として公的資格を持ち専門的な知識をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 川端一弥氏、伴純之介氏および梅野外次氏は社外監査役の候補者であります。
川端一弥氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年、伴純之介氏は同16年、梅野外次氏は同8年となります。

3. 社外監査役候補者としての独立性

(1) 社外監査役候補者独立性について

- ① 川端一弥氏、伴純之介氏および梅野外次氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 川端一弥氏、伴純之介氏および梅野外次氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 川端一弥氏、伴純之介氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

(2) 社外監査役として職務を遂行することができると判断する理由について

川端一弥氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、銀行において要職を歴任され、また他社においても管理部門で要職に携わり幅広い見識と知識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

伴純之介氏および梅野外次氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士、税理士の公的資格を持ち専門的な知識をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社では、社外監査役とは責任限定契約の締結をしております。川端一弥氏、伴純之介氏および梅野外次氏が選任された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区立売堀五丁目 7 番 27 号
杉本商事株式会社 本社 7 階大ホール
電話 0 6 - 6 5 3 8 - 2 6 6 1



交 通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅
5 番出口より南へ徒歩 3 分

(駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)